平成２６年（フ）第４４７４号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目２番52号
破産者　株式会社近畿オペレーションサービス
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５号
神戸市長田区御船通１丁目２番地　長田納税会館１階、商業登記簿上の本店所在地神戸市長田区明泉寺町１丁目１番７号
破産者　株式会社ジェイ・ケイ商事
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
秋田県横手市条里３丁目12番17号
破産者　株式会社鈴與鈴木商店
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５３６号
静岡市駿河区東新田４丁目17番29―６号
破産者　後藤　勝治
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７９号
静岡市駿河区光陽町26番地
破産者　佐野　三夫
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３１号
名古屋市中川区豊成町１　豊成団地第４号棟第327号室、住民票上の住所名古屋市中川区太平通６丁目28番地の１
破産者　林　くに江
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８６号
名古屋市港区名港２丁目８－１　カーサ　ジマーレ403号室、開始決定時の住所名古屋市南区六条町４丁目86番地の３
破産者　吉田　　進
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７５号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　33号棟303号室
破産者　クロロフィル高蔵寺美顔教室こと　四之宮正晃
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０１９号
京都府木津川市兜台７丁目11番地11、住民票上の住所大阪市生野区**巽**南２丁目６番９号
破産者　永田　　勵
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０１号
堺市西区浜寺石津町東５丁８番18号
破産者　保澤　輝佳
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９９号
大阪府富田林市久野喜台２丁目５番13号
破産者　寶生　大輔
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
長崎県諫早市天満町４番15号、旧住所大分県杵築市大字杵築763番地２　R27番館408
破産者　中原　淳紀
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
熊本県人吉市願成寺町417番地２、開始決定時の住所熊本市東区東野１丁目13番17号
破産者　森田　輝彦
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４６号
仙台市若林区古城２丁目５番２号
破産者　市川　慶重
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
茨城県鉾田市串挽495番地、開始決定時の住所茨城県小美玉市柴高1043番地２
破産者　立原ちい子
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０２号
新潟市北区太子堂144番地１
破産者　倉島　　博
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７５号
兵庫県芦屋市伊勢町９番９号
破産者　林田　吉博
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係